

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、文部科学省は31日、濃厚接触者となった大学入試の受験生について、別室受験の要件を緩和すると決めました。

新たな方針について、以下に「文部科学省のホームページ」及び「入学者選抜実施要項に関するQ&A」を掲載しています（該当部分抜粋）。なお、フローチャートで分かりやすく説明もしてあるので確認してください。

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&Aの更新 （令和4年1月31日更新）

○現在、自治体によっては、オミクロン株の感染拡大により保健所が濃厚接触者の特定後、行政検査を実施できない、といった状況が生じています。

○こうした自治体に限り、濃厚接触者と特定された受験生は、発熱・咳等の症状がなければ、基本的に別室で受験ができます。

※抗原定性検査キットが入手できる場合には、大学の求めに応じ陰性確認を提示できるようにしておいてください。

○なお、ここでいう濃厚接触者は、保健所が特定した場合に限っていますので、保健所からの特定がない場合は、通常どおり、発熱・咳等の症状がなければ受験できます。

<令和4年1月31日付け 大学、教育委員会向け事務連絡>

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&Aの更新

Q63 オミクロン株の感染拡大により、保健所が濃厚接触者の特定を行えない、もしくは特定をしないとされているが、特定されていない場合は受験させてもいいのか。

A 特定を行わないこととした自治体の受験生は、濃厚接触者として特定されていない以上、通常通り受験することが可能です。ただし、受験当日も無症状であることは必須であり、発熱・咳等の症状があるなど体調不良の場合は、まずは、かかりつけ医等身近な医療機関に電話で相談し、その指示に基づいて行動するようにしてください。

Q64 新型コロナウイルスの感染が急拡大する中、保健所業務の逼迫を理由に濃厚接触者の特定後、行政検査が実施できない自治体の受験生は受験できないのか。

A 行政検査の結果が得られないため、可能であれば抗原定性検査キットにより陰性確認を行った上で、発熱・咳等の症状がなければ、別室での受験が可能です。なお、当該キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、別室での受験が可能です。ただし、当該取扱いは、あくまで保健所業務の逼迫により、行政検査の実施ができない場合に限るため、今後取扱いが変更となる可能性があります。

(Q63, Q64に関する参考資料)

